

## ○高知県警察少年補導職員勤務規程

平成9年6月20日

高知県警察本部訓令第7号

題名改正〔平成11年本部訓令第8号〕

改正 平成11年4月20日高知県警察本部訓令第8号

平成20年2月28日高知県警察本部訓令第5号

平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号

令和4年7月7日高知県警察本部訓令第27号

令和8年2月19日高知県警察本部訓令第4号

警察本部

警察署

(趣旨)

**第1条** この規程は、少年補導職員の勤務について必要な事項を定めるものとする。

2 少年補導職員の活動に関しては、高知県少年警察活動規程(平成20年2月本部訓令第1号)によるほか、この規程の定めるところによる。

(少年法第6条の2第3項に基づく警察職員の指定)

**第2条** 本部長は、少年補導職員のうちから少年法(昭和23年法律第168号)第6条の2第3項に規定する警察職員を指定するものとする。

(任務等)

**第3条** 少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援、街頭補導、触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査並びに不良行為少年に係る事案の処理、家出少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応、有害環境の排除、広報啓発及び関係機関との連携その他所属長が命ずる活動を行うものとする。ただし、触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査については、前条の規定による指定を受けた者でなければこれを行ってはならない。

2 前項の活動は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定める要領により行わなければならない。

(1) 少年相談 少年に関する相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じるものとする。

(2) 継続補導 少年の保護者及びこれに代わる者(以下「保護者等」とい

う。)からの依頼があったとき又は少年の非行防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き、注意、助言、指導等の継続補導を行うものとする。この場合において、少年及びその保護者等の日常生活の支障とならないよう招致面接指導のほか、家庭訪問による指導等適宜の方法で実施するものとし、必要により受持ちの地域警察官、学校、職場等と緊密な連絡及び連携を保持する等して、その効果的な実施に努めるものとする。

- (3) 被害少年に対する継続的な支援 少年相談及び事件処理を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに必要により部内外の専門家の助言及び指導を受けながら継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行うものとする。
- (4) 街頭補導 非行少年等のい集又は非行が行われやすい場所及び時間を重点に、警察官、少年警察ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な街頭補導の実施に努めるものとする。また、積極的な声掛け等により非行少年等の早期発見に努め、非行少年等を発見又は補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年及びその保護者等に必要な注意、助言等を行うものとする。
- (5) 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査並びに不良行為少年に係る事案の処理 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査並びに不良行為少年に係る事案の処理を行う場合には、必要により、家庭裁判所又は児童相談所への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事件又は事案に係る少年及びその保護者等に再非行防止のために必要な注意、助言等を行うものとする。
- (6) 家出少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応 家出少年に関する相談等を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安員会規則第13号）等に基づき組織的な対応を図るとともに、家出少年を発見保護し、又は家出少年の帰宅を確認したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うものとする。また、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校、保健所その他の関係機

関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うものとする。

(7) 有害環境の浄化 街頭活動、サイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品又はサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導及び協力依頼、関係機関への連絡及び通報等により有害環境の浄化活動を行うものとする。

(8) 広報啓発及び関係機関との連携 少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種協議会等のあらゆる機会を利用して、広報資料等を配布する等効果的な広報啓発活動を行うものとする。また、少年警察活動は、関係機関等の理解及び協力を得て行うことが必要であることから、補導センター、学校等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(活動の重点)

**第4条** 前条に規定する活動のうち、少年相談、継続補導及び被害少年の保護については、個々の少年の特質に応じた方法により、継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年補導職員に期待される能力を十分に発揮できる分野であることから、他の活動に優先して取り組むものとする。

2 その他の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接触する活動に重点を置くものとする。

(運用上の留意事項)

**第5条** 所属長は、少年補導職員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 少年補導職員の特性を考慮し、その機能を十分発揮させること。

(2) 少年補導職員の職務遂行上必要な指導教養を行い、その効果的な運用を図ること。

(3) 危害を受けるおそれのある場合は、単独勤務をさせないこと。

(補導職員手帳)

**第6条** 少年補導職員は、勤務中にあつては別に定める補導職員手帳を携帯し、職務の執行に当たって身分を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成9年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察婦人補導員設置および勤務規程(昭和38年4月本部訓令第8号)は、平成9年6月20日限りで廃止する。

附 則(平成11年4月20日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成11年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成20年2月28日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成20年2月28日から施行する。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則(令和4年7月7日高知県警察本部訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年2月19日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。